

国立大学法人大分大学減価償却引当特定資産取扱規程

令和6年2月27日制定

令和6年規程第14号

(趣旨)

第1条 国立大学法人大分大学会計規則（平成16年規則第7号）第57条の規定により、国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）における減価償却引当特定資産の取扱いに関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程における「減価償却引当特定資産」とは、法人が自らの意思に基づき、将来の特定の支出に備えるために積み立てた預金等の資産のうち、施設設備の更新に備えるために積み立てた資産をいう。

(管理)

第3条 減価償却引当特定資産は、国立大学法人大分大学予算管理規程（平成16年規程第53号）別表第2に規定する予算部局のうち、医学部附属病院（以下「病院」という。）を除く予算部局と病院に区分して管理しなければならない。

(使途)

第4条 減価償却引当特定資産は、資産計上される施設設備の更新に使用できるものとし、施設設備の新規取得及び修繕費用には使用できない。

(繰入額の制限)

第5条 各事業年度の減価償却引当特定資産の繰入額の上限は、所定の様式により算出された当該事業年度の現金収支差額及び当該事業年度の減価償却費のうちいずれか小さい額とする。

(繰入額残高の制限)

第6条 減価償却引当特定資産の残高は、当該事業年度の有形固定資産及び無形固定資産の減価償却累計額を上限とする。

(繰入目的)

第7条 減価償却引当特定資産の繰入れは、次の各号に掲げる事業を目的とする。

- (1) 病院を除く予算部局において管理する減価償却引当特定資産 学長が指名する理事（以下「理事」という。）が実施する施設設備の更新
- (2) 病院において管理する減価償却引当特定資産 病院長が実施する施設設備の更新

(繰入額の算出方法)

第8条 減価償却引当特定資産の繰入額は次の各号に掲げる方法により算出する。

- (1) 当期総損失を計上の場合 当該事業年度の現金収支差額及び当該事業年度の減価償却費のうちいずれか小さい額を繰入額に計上する。
- (2) 当期総利益が現金収支差額を下回る場合 現金収支差額のうち当期総利益を超えた金額及び当該事業年度の減価償却費のうちいずれか小さい額を繰入額に計上する。
- (3) 当期総利益が現金収支差額を上回る場合 繰入額を計上しない。

(繰入れの決定)

第9条 学長は、経営協議会及び役員会の当該事業年度の決算承認の議決を経て、繰入れを決定する。

(繰入決定通知)

第10条 学長は、前条の繰入れの決定を行った場合は、病院を除く予算部局については理事、病院については病院長に、別に定める減価償却引当特定資産繰入決定通知書にて通知する。

(使用の申請)

第11条 理事及び病院長は、減価償却引当特定資産を取崩して使用する場合は、別に定める減価償却引当特定資産使用申請書を学長に提出し、承認を得なければならない。

(使用の承認)

第12条 学長は、前条の使用申請があった場合、その内容が適当であると認めるときは、減価償却引当特定資産の使用を承認する。

(使用承認通知)

第13条 学長は、前条の承認をした場合は、第11条の申請者に別に定める減価償却引当特定資産使用承認通知書により通知する。

(事務)

第14条 この規程に関する事務は、財務部財務企画課において処理する。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、減価償却引当特定資産の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和6年2月27日から施行する。